

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3191号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



オオハクチョウの鳴き合い (北海道幕別町)

もくじ

● 随 情 ● 政 ● 活 ● 活

想 報 策 動 動

- 荒木会長が新型コロナワクチンの追加接種等に関して金子総務大臣と意見交換……………(2)
- 地域農政未来塾修了式を開催……………(4)
- 塾生が二日間にわたり研究成果を発表……………(7)
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を実現する手法……………(14)
- 「地方分権改革・提案募集方式による地域課題の解決」……………(14)
- 「町村」当地キャラじまん……………(14)
- 「年中みかんのとれるまち」御浜町……………(16)
- ……………三重県御浜町長 大畑 寛……………(16)

コラム

町村が育てた五輪選手

ジャーナリスト 松本 克夫

北京冬季五輪をテレビ観戦しながら、ウインタースポーツがあつてよかったとつくづく思った。冬に雪や氷に閉ざされる地域の多くは条件不利地域と見なされ、大抵のスポーツでもハンデを負っている。しかし、こと冬のスポーツとなると立場が逆転する。寒冷地の小さな町や村でも熱意さえあればオリンピック選手を育てることは不可能ではない。

オホーツク海を望む酪農の町、北海道別海町は、今回の五輪にスケートの新浜立也、森重航、郷里里砂の3選手を送り出した。60年代に体育教師として同町に赴任した楠瀬功氏がリンクを手作りし、別海スケート少年団白鳥を結成したのが始まりだった。凍えるような夜に、大人たちが水まきをして作ったリンクが少年たちの夢を育んだ。キャベツで知られる群馬県嬬恋村でも、田んぼリンクを練習場にして、スケートの黒岩彰選手ら6人の五輪選手が育った。今大会には1万メートルに土屋良輔選手が出場した。

るのは北海道旧常呂町(現北見市)。酒屋を営んでいた小栗祐治さんが40年ほど前に仲間と屋外に手製のカーリング場を設け、手製のストーンで始めたのが「カーリングの聖地」への第一歩だった。今大会では銀メダルを獲得したロコ・ソラーレだが、4年前の平昌五輪で銅メダルを獲得した後、吉田知那美選手が「この町にいなかつたら夢はかなわなかつた」と語ったのが印象的だった。

スキージャンプでは、ジャンプ少年団を持つ北海道上川町や下川町が有力選手を育ててきた。上川町からは原田雅彦、高梨沙羅ら、下川町からは葛西紀明、伊藤有希らの選手が出た。この外にも、北海道幕別町出身の高木菜那・美帆姉妹、長野県白馬村出身のノルディックスキーマルスの渡部暁斗・善斗兄弟など町村から世界に羽ばたいた選手は多い。

今回の五輪で、アスリートとは身をもって人間の能力の限界に挑戦し、可能性を切り拓く人たちのことだと悟った。アスリートというあくなき挑戦者を育てた町村に乾杯。

写真キャプション

幕別町の町の鳥である「オオハクチョウ」は、全長140cmでくちばしは黒と黄色。家族単位や群れで行動し、比較的人懐っこい性格をしている。普段はユーラシア大陸のタイガ(針葉樹林帯)で過ごしているが、越冬のために約3,000km飛んで日本へ南下してくる渡り鳥。その姿は、旧途別川周辺をはじめ、町内の多くの場所で見ることが出来る。

活 動

全国町村会
荒木会長が新型コロナウイルスの追加接種等に関して金子総務大臣と意見交換

荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）は、2月19日、金子恭之総務大臣と新型コロナウイルスの追加接種等について意見交換（WEB会議）を行った。



はじめに、金子大臣が挨拶に立ち、「先月の意見交換会では、高齢者等への3回目接種の前倒しについてお願いさせていただいた。総理からも、2回目接種から6か月を経過した方々への接種券の配布促進、接種会場の増設など、100万回目標達成に向けて、指示をいただいている。VRSへの入力回数では、1日100万回を上回る日も出てきており、皆様のこれまでの取組に対し、改めて感謝申し上げます。引き続き、日々の接種実績を安定的かつ着実にあげていく取組が必要である。より一層のご協力をお願いするところにも、今日は課題や要望などのご意見を頂戴したい」と述べた。

続いて荒木会長からは、「全国の新規感染者数は依然として高水準となっており、重症者やお亡くなりになる方の数は増加が続いている。ま

た、家庭内感染や職場、学校等でクラスターが頻発するなど、社会活動全体にも影響が出ている。これ以上の感染拡大を防ぎ、医療崩壊を食い止めるためには、ワクチンの追加接種を、国・自治体・医療関係者等が連携して推進することが最重要の課題である。私たち町村も、政府の要請を受け、ワクチンの追加接種に全力で取り組んでいる。今日は、町村現場における課題や要望等を申し上げたい」との発言があった。

その後の意見交換の場で荒木会長は、追加接種の前倒しについて、「町村現場では医師等の確保や接種体制の整備に総力を挙げて取り組んでいるところである」と述べた。また、「前回の意見交換会でも申し上げた通り、積雪が多い時期の高齢者の会場への移動手段の確保や健康対策など、町村によって抱えている課題は異なる。例えば豪雪地帯などのハンディを抱える町村では、住民が接種を受けやすい時期に合わせて全体のスケジュールを調整し、集中的に接

種するなど、地域の実情に応じた取組を鋭意進めている」としたうえで、さらなる円滑化を図るため、引き続き国・都道府県による広域的な支援を求めた。さらに、追加接種を円滑に、確実に進めるための重要な力となる、ワクチンの供給量や時期等の早めの情報提供についても重ねて要請した。

また、副反応等への不安からモデルナワクチンを敬遠する傾向が、以前より減ってはいるものの未だに残っていることについては、「私自身を含め全国町村会役員の町村長も自らモデルナワクチンを接種するなど、住民に対して交互接種の安全性のPRに努めている」と述べ、国による一段の広報強化を求めた。

最後に、5歳から11歳の小児用ファイザーワクチンがまもなく各自治体に配送される予定となっていることに対し、「子どもたちへの感染が急増し、学級閉鎖や幼稚園などの休園が相次ぐ中で、接種を希望する小児への対応も町村にとって重要な課題である」としたうえで、配分量については、「3月までの配分量が全国の小児人口の約2割程度にとどまっているやに聞いているが、私の町で保護者を対象に接種希望の意向調査を行ったところ、約半数の方が

活 動

希望されたため、ワクチンが確保できるかどうか心配していたが、本日、県を通じて第4クールまでの配分量が示され、安心しているところである」と述べた。一方、打ち手の確保については、「特に町村部では、小児科医が極めて少ない、あるいはいないため、打ち手の確保が大きな課題になっている。国においては、国民への小児ワクチン接種に関する丁寧な情報提供とともに、医療団体に対する協力要請等を引き続き行っていただくことや、広域的な医師派遣に向けた働きかけなど、小児への打ち手確保のための支援を講じていただく必要がある」と強調、この点については、ワクチン接種推進担当大臣や厚生労働大臣にも伝えていた



▲意見を述べる荒木会長

くことを求め、意見陳述を締め括った。

荒木会長の発言を受け、金子大臣は、「都会に近い町村と山間部や豪雪地帯の町村ではそれぞれ異なる課題を抱えている中で、接種を前倒して進めていただいていることについては、総理も感謝している。また、未だモデルナに対して不安を持っている方々もおられるようだが、ファイザーを希望することで接種までに時間がかかるという懸念もあるため、交互接種の効果や安全性に関する広報をしっかりやっていきたい」と応えるとともに、接種券については、「接種間隔に関する国の方針の度重なる変更により、町村の現場では接種券を刷り直すなど混乱を招いたと思うが、国からは接種券の表記にかかわらず6か月経過した希望者は接種可能である旨の広報を徹底するなど現場をフォローしていくので、まずは接種券の早急な送付をお願いしたい」と述べた。

また、小児ワクチンについては、「町村の現場に過度な負担をかけないよう、国の責任でワクチンの安全性の広報や総量の確保等に努力する

ので、引き続きご支援賜りたい」との発言があった。

さらに、金子大臣の発言を受け、荒木会長からは、「大規模会場や職域での接種も進んでいるため、接種券はできるだけ早く発送するよう努めている。私の町では来週中にはほとんどの該当者に接種券が届く見込みである」と述べるとともに、モデルナの希望者が少ないという町の実情を挙げ、広報の強化を改めて要請した。

最後に、金子大臣が、「岸田総理も着実にしっかりと現場の声に耳を傾けながら進めておられるので、引き続き、接種のペースアップに向けて協力をお願いしたい。本日いただいたご要望についてもしっかりと検討させていただきます」と述べ、会合を締め括った。

災害対策に
役立っています！

災害対策費用保険制度をご活用ください

近年、自然災害が増加し、毎年多くの避難指示等の発令がなされていますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが、「災害対策費用保険制度」です。

保険料は普通交付税措置されていますので、想定外の自然災害に備え、ぜひ本制度をご活用ください。



◎応急救助等にかかる費用が対象

（災害救助法の適用を受けた災害は対象外）

◎新型コロナウイルス対策費用も対象

（感染症対策としてホテルを借りる費用、マスク・消毒液等の費用）

- 補償内容の詳細は「町村.com」をご覧ください。
(<https://www.zck.or.jp/choson/>)
- 加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

地域農政未来塾修了式を開催

全国町村会

塾生が二日間にわたり研究成果を発表



全国町村会(会長・荒木泰臣熊本県嘉島町長)は、2月18日、全国町村会館で「令和3年度地域農政未来塾」の修了式をオンライン形式で行った。

「地域農政未来塾」は、地域の課題に対応した農業・農村政策を実践できる農政等の担当者の養成を目指す9か月間の研修で、2016年度から開講したもので、昨年度はコロナ禍で中止となったが、5回目となる今年度は、昨年5月に開講し、講義・ゼミともオンライン開催で実施し、現地調査や論文作成、研究発表等、すべてのカリキュラムを終えた13名が修了式を迎えた。

地域農政未来塾は、塾長を生源寺眞一福島大学教授・食農学類長が務め、ゼミを担当する主任講師を小田切徳美明治大学教授、榎田みどり明治大学客員教授、荏林幹太郎学習院女子大学教授、中嶋康博東京大学大学院教授(50音順)の4名が務める。

修了式では、はじめに、生源寺塾長から挨拶があり、「2016年度に1期生を迎えた地域農政未来塾も昨年度は開催を見送ったものの、本年度は5期生を迎え、本日、無事修了式を開催する運びとなった。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての講義、ゼミがオ

ンラインとなり、最後の研究発表・修了式もオンラインとなってしまった。町村役場でもいわば、非常事態の中にあつたと思われる。そのような中で本塾に職員を送り出していた町村長並びに役場の方々には感謝を申し上げる。唯一の対面として行われたゼミ毎の現地訪問では、

現地の方々との交流や、塾生と主任講師、塾生同士の貴重な交流の機会になったのではないかと。未来塾の良さの一つは、講師と塾生、塾生同士の間でつながりなので、本日をたてた塾生の終了とするのではなく、講師と塾生、塾生同士の今後のつながりの

スタートの日としていただきたい」と述べた。

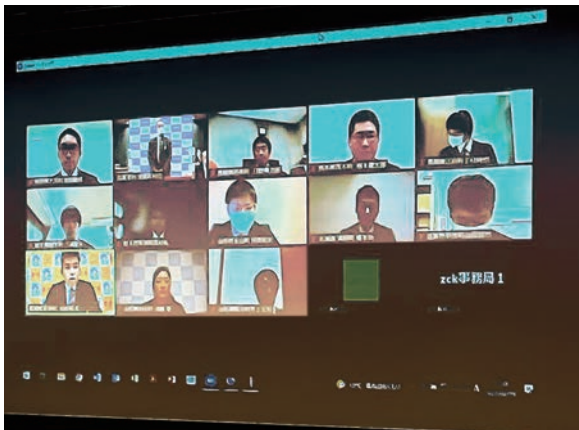
次に、全国町村会の武居事務総長が挨拶に立ち、「本年度の塾生の皆さんはリモート形式での開催とはなったが、普段の業務では経験することのない貴重な体験があったのではないかと。町村においては、何よりも「ひと」が政策実行の力を握り、役場職員がそれらの取組の「中核」となって活躍することが期待されている。その活躍の舞台は、先人たちが長きにわたり、かけがえのない価



▶塾長…生源寺福島大学教授

活 動

▶ オンライン開催の様子



値を守り育ててきた農山漁村であり、農業をはじめとする「なりわい」の現場である。私も全国町村会は、昨年、創立から100周年を迎え、今年は、コロナを乗り越え、新たな100年をスタートする年でもある。幾多の諸先輩の町村職員が現場でタスキをつなぎ、さまざまな困難を乗り越えてきた経験・財産を活かし、その上に、この塾で学んだこと、語り合ったこと、気づいたことを皆さんの農山漁村の現場を舞台にして、ぜひ、次の時代を担う子供たちにつなげるよう華開かせてほしい。皆さんの活躍をお祈りする」と塾生を激励した。

◀ 来賓：枝元農林水産事務次官



来賓として臨席した枝元農林水産事務次官からは、「現在、農林水産業や食品産業は国内の人口減少に伴う、農林漁業者の減少、高齢化などのさまざまな課題に直面している。一方、世界的にみるとそのマーケットは拡大が続いている。このようなかで、いかにして地域の農林水産業や食品産業を成長させ、地域の活性化につなげていくかは地域の行政の最前線に立たれておられる皆さまの肩にかかっていると、いっても過言ではなく、地域を新たに発展させる原動力となっていたきたい。今回の経験を糧に、地域同士や国と町村の一層の連携を図り、各地域の活性化が実現することを祈念する」と期待を寄せた。

続いて、4名の主任講師の紹介と挨拶が行われ、小田切教授からは、

「今年度はオンラインでの開講ということもあり、十分な講義、ゼミができたか自信はないが力を入れて行った。二点だけ申し上げるが、それは、生源寺先生がおっしゃられている『大事なものは解答ではなく解法』という点と『聞き上手になり、徹底的に聞き出す』という点で、これはぜひ覚えておいてほしい」。榊田教授からは、「私は、農業のことを考

えるなら農業だけを考えていてはだめというも言っている。『自分のところには何も無い』という感覚ではなく、俯瞰して自分たちの地域に何があるのか、どんな地域資源があるのかつかんでいくことが大切である。まずはきっちり現場を見るという視点を持ち続けてほしい」。榊田教授からは、「いろいろな分野のことを総合して地域を考えると、これは、皆さんにしかできない仕事だと思う。このことをぜひ心において公務員生活を充実していただきたい。また、大学では学習成果の可視化を行うことが強く求められており、未来塾では卒業論文を可視化する作業があり、皆さんも力がついてきたことと思う」。中嶋教授からは、「今回はコロナ禍で、外で飲む機会があった2回のうち1回がゼミの現地調査で私の思い出に残っている。

マスク生活やズーム会議で、目しか出ていなくても表情がわかるようになり、コミュニケーションの取り方も変わってきた。また、町村役場でもBCPを意識して緊張感のある1年だったのではないか。そういった中で、素晴らしい論文を書いていただき感謝を申し上げる」と、それぞれ塾生へエールを送った。



▲主任講師：(左から) 小田切明治大学教授、榊田農政ジャーナリスト・明治大学客員教授、榊田学習院女子大学教授、中嶋東京大学大学院教授

活 動

◀運営委員長・皆川(株)農林中金総合研究所理事長



また、当塾の運営委員長を務めている皆川芳嗣(株)農林中金総合研究所理事長からは、「今年はオンラインでの開講で対面でのやり取りができなかったことは残念であり、なかなか厳しい中での取組であったと思う。しかし、この時代もずっと続くというわけではなく、今後もう期生という横のつながりを大事にしたい。また、難儀の際に頼れるところは最前線にいる基礎自治体の皆さま方のごところであり、それがまさに我々がやってきていることだと思ふ」との挨拶があった。

引き続き、修了証の授与式が行われ、生源寺塾長から13名の塾生の氏名が読み上げられ、未来塾の修了を証する旨の宣言(修了証は後日発送)

があった。その後、優秀論文の発表が行われ、最優秀賞には栃木県茂木町・根本龍太郎氏が、優秀賞には、岩手県紫波町・高杉佑氏と山形県小国町・遠藤愛氏が選ばれた。また、ベストプレゼンテーション賞には秋田県大潟村・池田龍成氏が選ばれた。受賞者からはそれぞれ喜びのコメントがあった(表彰状と記念品は後日発送)。

最後に、塾生を代表して愛媛県愛南町の松村拓未氏から「本日、無事修了式を迎えることができ、関係する皆さま方に我々塾生一同感謝申し上げます。講義や各ゼミでのご指導と活発な意見交換により、農業や農村を取り巻く厳しい環境に対応するための気付きと解法を得ることができ

たと実感している。オンライン形式での講座、ゼミではあったが、現地研修は無事に実施され、訪問先での学び・交流があった。私のゼミでは、宮崎県西米良村を訪れ、長年村を牽引されてきた黒木村長から講話をいただき、論文作成のヒントだけでなく自治体職員としてのあるべき姿、心構えについてご教授いただいた。今後は、地域を支え、住民から信頼される職員を目指し、各自が尽力してまいる所存である。そして、本塾を通して生まれた講師の方々や塾生との出会い・絆を今後も大切に、支え合いながら町村の振興に向けて取り組んでまいる」と謝辞を述べ、修了式を閉会した。



▲塾生を代表して謝辞を述べた愛媛県愛南町の松村氏

◎町村週報ご購読のご案内◎
「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

町村専用ページ「町村.com」をぜひご覧ください



- 全国町村会の活動状況
- 中央省庁などの政策情報
- 全国の町村の先進的な取り組み事例
- 各種統計資料

など様々なデータを公表

「町村.com」が、町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指しています。

ご感想・ご意見を下記メールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

政 策

住民サービスの向上と行政事務の効率化を実現する手法

～地方分権改革・提案募集方式による地域課題の解決～

内閣府地方分権改革推進室 参事官補佐 三浦 朋子

1. はじめに

地方公共団体において地域の課題を解決しようとするとき、皆様はどのようなリソースが必要と考えられるでしょうか。「財源」「人材」等が真っ先に浮かぶのではないかと思います。実はそれらだけでは乗り越えられない壁の一つとして「国の制度」が挙げられます。皆様は日頃の業務の中で、「国の制度で決まっているからそれはできない」、「国の手続が多過ぎて大変」などと感じた経験はないでしょうか。

提案募集方式は、国が定める全国一律の制度に地方や住民が合わせるのではなく、多様な地域の実情や時代、環境の変化に応じ、地方の発意・提案で国の制度を変え、地域が直面する課題を解決し、住民サービスの向上や行政事務の効率化・簡略化を図るためのツールです。

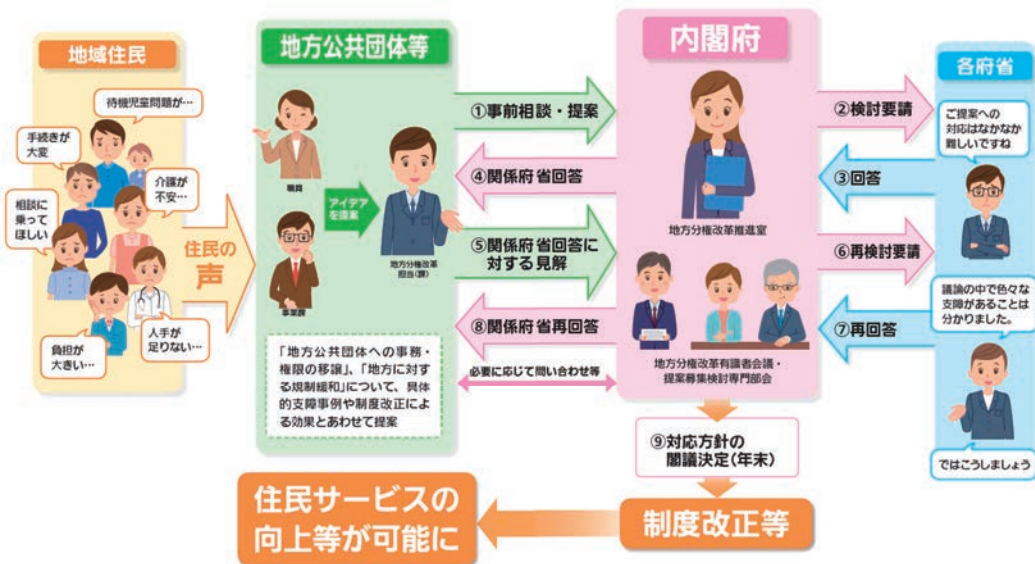
本稿では、9年目を迎える提案募集方式による地方分権改革の特徴と実際の成果事例、令和4年の提案募集、提案募集方式を活用するための内閣府の支援策等について紹介します。

2. 地方分権改革・提案募集方式のコンセプト

地方分権改革は、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体が地域の実情に応じて施策を実施できるよう、国から地方公共団体への事務・権限の移譲や、地方に対する規制緩和などを進めるものです。

平成26年からは、地方からの提案を実現することにより改革を推進する「提案募集方式」を導入しています。提案募集方式の概要を説明します(図1)。まず、地方公共団体の職員が地域住民・事業者の声等から地域の課題を発見し、それを解決するために各府省等に相談しても制度の壁により解決が難しい場合に、内閣府へ国の制度改正について提案いただきます。そして、内閣府及び地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会では、地方公共団体等からの提案をもとに制度

図1 提案募集方式の概要



所管府省に検討要請を行い、提案の実現に向けて調整を行います。調整が済んだ場合には、「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を経て、実際に制度改正や運用改善

政 策

を行い、住民サービスの向上等につなげていくという流れです。

また、提案の対象は、地方公共団体への事務・権限の移譲と地方に対する規制緩和であり、地方公共団体に関わる全国的な制度改正等に係る提案が対象です。これまで、あらゆる政策分野において提案が行われてきており、法律、政省令の改正だけでなく、要綱・要領、通知の改正、制度の運用改善などの対応がなされています。

提案の実現のための最も重要な要素は、「現場でのリアルな支障」です。国の制度を改正する根拠としてこれに勝るものはありませんので、地方公共団体の方々は遠慮することなく、肌で感じた現場の支障を内閣府に伝えてください。

内閣府では地方公共団体から派遣されている調査員が中心となり提案募集の実務を担当しています。現在、31名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となっています。地方公共団体からは内閣府は敷居が高いと感じられるかもしれませんが、内閣府の窓口も同じ地方公共団体の職員ですので、国と地方公共団体双方の仕事を理解する立場から丁寧に対応します。ぜひ、お気軽にご相談ください。

3. 提案募集方式による成果事例

平成26年より提案募集が始まり、これまでに約3,000件以上の提案が寄せられています。町村の提案により、住民サービスが向上した成果事例を2つ紹介します。

①「国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化に関する提案」(提案主体：愛媛県砥部町など)

高額療養費の支給を申請する際、70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出する必要があり、市区町村は、提出された申請書の内容をその都度、確認する必要があることから、申請者と市区町村の双方に負担が生じていました。

〈提案による解決〉
砥部町などからの提案を受け、70歳未満の被保険者についても、70歳以上の被保険者と同様に、市区町村の判断により申請手続を簡素化することが可能となるよう省令を改正しました。これにより、全ての被保険者の申請に係る負担が軽減されるとともに、市区町村の事務負担の軽減も期待されます。

②「郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の範囲の拡大に関する提案」(提案主体：長野県秦阜村)

〈地域の課題〉
郵便局へ委託できる地方公共団体の窓口業務は一部の証明書の交付に係る窓口業務に限定されており、特に過疎地域においては住民の利便性の確保に支障が生じていました。

〈提案による解決〉
秦阜村などからの提案を受け、転出届の受付や転出証明書の引渡し、印鑑登録の廃止申請の受付等の事務についても郵便局への委託が可能となるよう法律を改正しました。これにより、住民の利便性が向上するとともに行政運営の合理化に寄与することが期待されます。

住民サービスの向上及び行政事務の効率化の双方に寄与した事例を2つ紹介しましたが、このような事例だけではなく、あまりにも過大な制度所管府省等への提出書類の簡素化など、地方公共団体の現場で日々行っている業務の負担軽減につながる提案も多数寄せられています。地方公共団体の職員の皆さんが幅広い業務を担当して多忙を極めている中、働き方改革の観点から業務の合理化を図り、真に取り組まなければ

いけない業務に注力できるようになることも提案募集方式の活用方法の一つと言えます。

4. 令和4年の提案募集について

令和4年の提案募集の事前相談・受付が3月1日より始まりました。例年通り、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案を受け付けています。その上で、類似する制度改正を一括して検討するため、2つの事項を重点募集テーマとしています。皆様からの積極的な提案をお待ちしています。

〈令和4年 重点募集テーマ〉

◆重点募集テーマ①「計画策定等」
地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

◆重点募集テーマ②「デジタル(情報通信技術の活用)」
情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための国の規制(法令解釈や運用・慣習上の規制を含む)の見直し

なお、提案を提出いただく前に、必ず内閣府への事前相談をお願いします。

政 策

令和4年 地方分権改革に関する提案募集要項（概要）

提案主体

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織

提案募集の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和
 - ※以下のような提案は上記①②に該当しないため対象外。
 - ・国・地方の税財源配分や税制改正
 - ・予算事業の新設提案
 - ・国が直接執行する事業の運用改善……等

重点募集テーマ

- ①計画策定等
- ②デジタル（情報通信技術の活用）

提案までの流れ

- ①事前相談（随時）
地域の課題や支障事例等を把握し、内閣府にメール・電話により事前に相談。
※この時点では首長の了解は不要です。令和3年度のうちから早めの相談をお願いします。
- ②提案内容の充実（事前相談後～本提案前）
内閣府から、提案内容の説得力を高めるデータや記載方法について助言。やり取りを重ねながら、提案段階まで内容を改善・充実。
- ③提案の提出（～6/1）
首長の了解を得て、所定の提案様式で内閣府に提案を提出。

受付期間・問合せ先

事前相談：3/1（火）～5/10（火）
本提案：3/1（火）～6/1（水）
【提出・相談先（提案募集総括担当）】
電 話：03-3581-2437
メール：teianbosyu.c3b@cao.go.jp

ています。事前相談の受付は5月10日までとなっておりますが、締切間際に集中する傾向があります。時間的な余裕をもってご相談いただけると提案内容をより充実させることができますため、可能な範囲で早期のご相談をお願いします。

5. 地方公共団体をサポートする地方支援の取組

談をお願いします。事前相談は、都道府県・市町村を問わず、案件毎に事業担当課からの直接のご相談も受け付けています。

提案実績のある市区町村は毎年増加傾向にあり、その割合は全体の約36%まで増加し、提案のすそ野は着実に広がっています。一方、町村からの提案も着実に増加しているものの、提案実績のある町村は町村全体の約24%にとどまっております。町村からの提案をさらにサポートすることが重要であると考えています（図2）。

令和3年に実施した地方公共団体向けの研修アンケート結果をみると、受講者における提案募集方式の認知度は約3割と低い水準となっており、提案募集方式の普及に向け取り組む余地がまだまだ大きいと認識しています。

内閣府では、地方公共団体からの提案のすそ野を拡大するために、研修やワークショップ等の企画・講師派遣、提案募集方式のノウハウを伝えるハンドブックや成果事例集等の支援ツールの作成・配布等の地方支援の取組を行っています。

研修では、地方分権改革のいろはを学び、模擬的な提案作成等を体験できるため、研修後のアンケートでは、「これまで国の制度・基準で決まっていたから仕方ないと思っていたが、今後は提案募集方式により変えられないかと考えながら業務に取り組みたい」等、前向きな反応が非常に多く、研修満足度は約9割と概ね好評を博しています。研修などをきっかけにして、初めて提案に至った市町村も多くあります。そのため、内閣府では、各都道府県町村会が主催している研修や都道府県主催の市町村職員向け研修のほか、町村が単独で実施する研修にも講師派遣を行うなどにより、町村への働きかけを強化しています。

また、対面方式での研修に加え、

WEB会議システムを用いた内閣府講師によるオンライン研修（座学、グループワーク）も実施していますので、お気軽にお問合せください。

さらに、地方公共団体向けの研修内容（座学）を約40分でまとめた地方分権改革・提案募集方式に関する基礎を学ぶための学習動画や、提案

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 提案市区町村数 | 68 | 39 | 97 | 129 | 256 | 282 | 232 | 197 |
| うち初提案 | 68 | 20 | 70 | 65 | 146 | 129 | 80 | 46 |
| 累計の提案市区町村数（町村数） | 68 (5) | 88 (10) | 158 (27) | 223 (53) | 369 (99) | 498 (167) | 578 (200) | 624 (222) |
| | 3.9% (0.5%) | 5.1% (1.1%) | 9.1% (2.9%) | 12.8% (5.7%) | 21.2% (10.7%) | 28.6% (18.0%) | 33.2% (21.6%) | 35.8% (24.0%) |

図2 提案市区町村数等の推移

政 策

募集方式の成果を分かりやすく解説した成果事例動画を内閣府ホームページで公開しています。組織内の職員研修や自己学習等に積極的に活用いただければと思います。

6. やすい

提案募集方式を地方公共団体の職員の皆さんに一層理解・活用いただき、住民サービスの向上につなげていただけるよう、内閣府ではこれからも地方の現場の視点を重視して、最大限サポートしていきます。職員研修等の実施や、提案検討にあたっての困りごとなど、遠慮せずにもまずはお気軽にご相談いただきたいと思います。また、関心を持った方は、内閣府地方分権改革推進室ホームページもぜひチェックしてください。

★ホームページはこちら
(<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>)
★内閣府地方分権改革推進室
地方支援担当
TEL: 03-3598-1248
Mail: gchihobunken@cao.go.jp

地方分権改革シンポジウム ~あなたの気づきが国を変えていく~

日時: 令和4年3月18日 13:30~16:00 オンライン開催 (Zoom リアルタイム配信)

第一部

○野田聖子内閣府特命大臣インタビュー
テーマ: 地方分権への想い



野田 聖子
内閣府特命担当大臣
(地方創生少子化対策男女共同参画)



(聞き手)
勢一 智子
地方分権改革有識者会議議員
西南学院大学法学部教授

○講演



寺本 英仁
島根県邑南町役場商工観光課 課長
「ビレッジプライド
~邑南町での地域課題への取組~」



小田切 徳美
明治大学大学院農学研究科長 教授
「地方創生の課題
~農村実践からの提案~」

開催後日、当室YouTubeに動画を公開予定です。ぜひご覧ください!



※申込期間は終了していますが、参加希望の方は内閣府地方分権改革推進室まで直接ご連絡ください。(ご希望に添えない場合もございますがご了承ください。)

第二部

○提案募集方式について

- ・9年目を迎える提案募集方式について制度概要や提出された提案がどのように検討されていくか
- ・令和3年提案募集の成果や新たに開始する令和4年提案募集の概要 などを紹介

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

情 報

令和4年度地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の実施について

1. はじめに

地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)では、平成30年3月に策定した新たな経営理念において、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを旨とし、「地方の政策ニーズへの積極的な対応」等の三つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしています。地方支援業務については、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の取組を進めることとしています。

地方支援業務は、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、「情報発信」を三本柱として、充実・強化を図っています。人材育成・実務支援のうち、令和3年度に創設した総務省との共同事業「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(以下「本事業」という。)について、令和4年度は年3回に分けて募集を行うこととしており、令和4年2月28日から第1次募集を開始しました。本稿では、本事業の概要をご紹介します。

2. 本事業の仕組みについて

本事業においては、市町村等に対し、I.に掲げる支援分野に係る課題に対応する専門的な知識を有する人材(地方公共団体等の職員若しくは退職者、公認会計士、学識経験者又は経営コンサルタント等。以下「アドバイザー」という。)を、II.に掲げる支援の方法により派遣します。アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)については、後述のとおり地方公共団体において費用負担が発生しません。

資料1 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

| 課題対応アドバイス事業 | 課題達成支援事業 | 啓発・研修事業 |
|---|---|-------------------------------------|
| 市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣 | 上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣 | 都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣 |

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

※令和4年1月24日「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」資料より

情 報

今年度においては、以下のとおり、アドバイザーを派遣する支援分野を、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方

バイスを必要とする場合にアドバイザーを派遣します。

6年4月2日以降」又は「未定」の公営企業

が令和4年度以降となる市区町村 啓発・研修事業

公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)とし、支援方法として、a. 課題対応アドバイス事業、b. 課題達成支援事業、c. 啓発・研修事業、を用意しています。

b 課題達成支援事業 I. に掲げる支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウ等が不足するために課題の達成が困難となっている以下の①から④に掲げる市区町村・公営企業に対して、技術的・専門的な支援を必要とする場合にアドバイザーを派遣します。

③ (ア) 平成30年度から令和2年度までの決算に係る財務書類又は固定資産台帳の作成・更新を一度もしていない市区町村 (イ) 令和3年度の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、課題達成支援事業「地方公会計における固定資産台帳・財務書類を一度も作成していない市区町村」の対象となつた市区町村のうち、令和2年度決算について、令和4年3月31日までに財務書類・固定資産台帳の作成・更新をしていない市区町村

※より詳しい事業の内容や手続きについては、以下の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」専用ページを御覧ください。
URL: <https://www.jfm.go.jp/support/keizaimu/keizaimu.html>

I. 【アドバイザーを派遣する支援分野】

① 経営戦略の策定予定年度が「令和4年度以降」又は「未定」の市区町村の公営企業

④ 「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知)における必須事項を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しの完了

○公営企業・第三セクター等の経営改革

② (ア) 人口(官報で公表された平成22年国勢調査の結果による人口をいう。以下同じ。)3万人以上の市町村における下水道事業(公共下水道及び流域下水道に限る。)及び簡易水道事業で公営企業会計への移行予定時期が「令和4年4月2日以降」の公営企業

3. 令和3年度の活用実績について

本事業における令和3年度の申請受付については、第1次募集(令和3年3月26日〜4月23日)と第2次募集(令和3年6月29日〜7月30日)に分けて行いました。その結果、課題対応アドバイス事業については302件、課題達成支援事業については150件、また、啓発・研修事業については41都道府県と、非常に多くの団体から申請をいただきました。

・経営戦略の改定・経営改善
・公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
・上下水道の広域化等
・第三セクターの経営健全化

○公営企業会計の適用

○公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

II. 【支援の方法】

○地方公会計の整備・活用

○公営企業会計の適用

○公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

a 課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業等が、I. に掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアド

市区町村・公営企業等が、I. に掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアド

市区町村・公営企業等が、I. に掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアド

市区町村・公営企業等が、I. に掲げる支援分野について、財政運営・経営の改善等に向けたアド

運営・経営の改善等に向けたアド

運営・経営の改善等に向けたアド

運営・経営の改善等に向けたアド

運営・経営の改善等に向けたアド

情報

資料2 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

| 支援分野 | 支援方法 | | |
|--------------------------------|-----------------|---|--------------|
| | 課題対応 アドバイス事業 | 課題達成支援事業 | 啓発・研修事業 |
| 公営企業の経営戦略の改定・経営改善 | 団体の希望に応じ派遣 | 経営戦略の未策定事業を個別支援 | 都道府県の希望に応じ派遣 |
| 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組 | | — | |
| 上下水道の広域化等 | | — | |
| 第三セクターの経営健全化 | | 経営健全化方針未策定団体を個別支援 | |
| 公営企業会計の適用 | | 3万人未満の団体における公営企業会計未適用事業（下水道・簡易水道等）を個別支援 | |
| 地方公会計の整備・活用 | | H30～R2年度決算の地方公会計の未整備団体等を個別支援 | |
| 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント） | | 総合管理計画の見直しを行っていない団体を個別支援 | |
| 派遣受入主体 | 市区町村・公営企業等 | 市区町村・公営企業等 | 都道府県 |

※いずれの事業も、アドバイザーのリストの中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣
 ※令和4年1月24日「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」資料より

た。また、派遣回数については、申請決定段階では全体で約1、800回が予定されており、平均では1件当たり4回弱となっています。

既に派遣を受けた団体からは、「自分では気付きにくい点や専門的観点からのアドバイスをもらうことができ参考となった」、「受講前は、当町のような規模の小さい自治体には合わないと考えていたが、いざ受講してみると中身があり大変参考となる内容だった」、「アドバイザー等の負担がないことは大変ありがたく、また予算措置や通常発生するさまざまな事務が発生せず、簡潔な事務で依頼できることもいい点である」といった声も伺っており、機構としても、引き続き、本事業が各団体における課題の解決に資するものとなるよう、円滑な派遣の実施に努めていきます。

機構では、今後とも、地方公共団体の財政運営の「良き相談相手」となることを目指し、現場の声を幅広くお伺いしながら、機構ならではの強みを活かして各種の事業を実施してまいります。地方公共団体の皆様におかれましては、今回ご紹介した「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」をはじめとする地方支援業務を、積極的にご活用いただければ幸いです。

4. おわりに

本事業は、事務的な面でも地方公共団体にとって活用しやすいものとなるよう、前述のとおりアドバイザーに対する謝金・旅費を機構が負担し、地方公共団体側で予算を計上

〈お問合せ先〉

地方公共団体金融機構 地方支援部
 TEL: 03-35539-2676
 FAX: 03-35539-2618
 E-mail: chihoushien@jfm.go.jp

〈機構ホームページ〉

<https://www.jfm.go.jp/>
 (地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)
<https://www.jfm.go.jp/support/keizaimu/keizaimu.html>

町村

ご当地キャラじまん

Vol.91

中ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。



長野県小海町

愛知県大治町

和歌山県有田川町

「プティリッツァ」は、人間の持つ5つの感覚(視覚)・(聴覚)・(嗅覚)・(味覚)・(触覚)の他に、『自分さえよければそれでいい!』という利己心を敏感に察知する「ヘトヴァルジャンカ」という6つめの感覚を持つている妖精で、小海町で20年以上前から親しまれているキャラクターです。自然豊かな小海町の環境を末永く維持し、すべての生命を大切にし、他人を思いやるあたたかい心を伝えていくシンボルとして、1997年に町のキャラクターとなりました。ご当地キャラクターとして活動する以外にも、カラマツの間伐材に「プティリッツァ」の顔を描いて、町内のいたるところに設置し、「プティリッツァ」の精神をアピールすることなども実施。これからも、素晴らしい自然とあたたかい心の持ち主が多い町・小海町の象徴として、活動していきます。

小海町シンボルキャラクター プティリッツァ

長野県小海町



松原湖高原に棲む森の妖精。寿命は250年以上らしい。いつもニコニコしていて、穏やかな性格。豊かな自然環境とあたたかい心を持った人間の住む土地にしか生きられないといわれている。

大治町マスコットキャラクター はるちゃん

愛知県大治町

2010年、大治町の活性化とイメージアップを図るため、町民に親しまれるマスコットキャラクターのデザインと愛称を公募しました。応募総数318作品の中から、大治町マスコットキャラクター選定委員会が厳選し、「はるちゃん」が誕生。町特産品「赤シソ」をモチーフとしているため、鮮やかな赤紫と緑が印象的で、遠くから見てもわかるよう、胸には頭文字の「H」をデザインしています。ピンバッジやタオル、クリアファイル等の文房具の他、グッズもたくさん作られています。最近では、「はるちゃん」のワンポイント付きマスクを限定発売したところ、大好評のためすぐに売り切れになった色もあるのだとか。町特産品「赤シソ」のPRだけでなく、大治町の知名度向上のために、これからも頑張つて活動を続けていきます。



3月3日生まれ。赤シソの妖精。明るく元気な、おちゃめな女の子。趣味は散歩で好きな言葉は「笑顔」「元気」。チャームポイントは大きな目とシソの形をした髪。

ありりん

有田川ライブラリーイメージキャラクター

和歌山県有田川町



活発で元気な女の子。年齢はヒミツ。コスモスの花の髪飾りがお似合いのおしゃれさん。長いまつげのかわいい目がチャームポイント。

有田川町内にある図書施設により親しみをもち、気軽に利用してもらうため、2010年に全国公募を行って誕生したキャラクター。有田川町の木であり、特産品「有田みかん」をモチーフに、頭には町の花「コスモス」をつけ、水色の体は、「有田川」の清らかな流れをイメージしています。図書施設のキャラクターであることから、いつも本を持っていくのだとか。町主催の絵本コンクールの授賞式には、受賞者をお祝いするために毎年駆けつけるなど、本や図書館に関連したイベントには時々来てくれます。ほかにも、町外まで出かけていって、有田川町の観光PRイベントに参加することも。「ありりん」はこれからも、語尾に「りん」とつける話し言葉で、図書施設の利用促進や有田川町の知名度アップのために、さまざまな活動に携わっていきます。

今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

情 報

季節に拾う・新歳時記(3月)

小 牧 規 子 (ジャーナリスト)

●イカナゴ

イカナゴ科の魚。瀬戸内海沿岸では「春告魚」といわれている。コウナゴとも呼ばれ、北海道以南の太平洋沿岸で主に取れる。瀬戸内での漁期は2月末から3月にかけて。兵庫県内ではこの時期、イカナゴの幼魚「新子」を使つたきぎ煮を作る。しょうゆやみりんなどで炊き上げた、春の味覚の代表格だ。煮上がるとイカナゴが折れ曲がり、くぎのように見えることから、この名前が付いたという。

くぎ煮が広まったのは、1995年の阪神・淡路大震災の後。神戸や明石の人たちが親類や知人の支援のお礼に送つたことで定着した。近年は不漁続きで、漁期も短縮されている。春の便りでもあるイカナゴのくぎ煮が待ち遠しい。

●東日本大震災

東日本大震災から11年が過ぎた。マグニチュード9.0という巨大地震は、甚大な津波被害も引き起こし、死者・行方不明者は約1万8,500人に上つた。

被災地では住宅や道路が復旧し、震災後に造成された土地に新しい家や施設が立ち並び、被害の痕跡が見つけられない地域もある。しかし、高い防潮堤で守られた被災地には、住民が避難

先から戻らず、空き地が広がっているところもあり、現在も4万人を超える人々が避難生活を続けている。人口減と高齢化が進む被災地。とりわけ、東京電力福島第一原子力発電所の事故に見舞われた福島県では今もなお、住民が戻ることができない帰宅困難区域がある。11年が過ぎても、多くの課題が山積したままだ。

●室生犀星(むろろうさいせい)

抒情詩人で作家。生涯で約2,000の詩と約800編の小説を残した。1889年、金沢市で旧加賀藩士の父と名の伝わらない母の間に生まれ、生後すぐ市内の寺院に預けられた。12歳で働き始め、同人誌を作つたり、地元紙に投句したりして文学的素養を磨いた。

20歳の時、文学への思いを募らせて上京。生活苦の中で数々の詩を作り、詩集『抒情小曲集』『愛の詩集』などで大正期の詩壇を牽引した。郷里への切実な愛情をつづつた『小景異情』は、『抒情小曲集』に収められている。『幼年時代』『性に眼覚める頃』『杏つ子』など、自伝的な小説などでも注目された。筆名の犀星は、金沢を流れる犀川から取つたものだという。1962年3月26日、72歳で死去した。



町村生協の火災共済

確かな安心を! いつでも申し込み可能!

■火災共済

火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災又は雪災により建物・動産に損害が生じた時に、共済金を支払う制度です。臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金も共済金に加算して支払います。

掛金(年額) 3万6000円で

[建物24,000円(400口×60円)・動産12,000円(200口×60円)]

最高 6000万円の補償

[建物4000万円・動産2000万円]

[風災、水災又は雪災の場合、共済金支払限度額は450万円]

■風水雪害特約

火災共済に任意に付加して加入する制度で、風水雪害により建物・動産に損害が生じた時に、損害復旧費用(再取得価額)の1/2を共済金として支払います。なお、支払限度額は火災共済金(風災、水災又は雪災)と風水雪害特約共済金を併せて3,000万円となります。臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金も共済金に加算して支払います。

掛金(年額) 3万円で

[建物20,000円(400口×50円)・動産10,000円(200口×50円)]

最高 3000万円の補償

[建物2000万円・動産1000万円]

※火災共済金+風水雪害特約共済金(火災共済契約 建物4000万円・動産2000万円の場合)

※火災共済に付加する制度のため、上記補償の場合、実際にお支払い頂く金額は36,000円(火災共済分)と30,000円(風水雪害特約分)の計66,000円となります。

風水雪害特約のみの加入は出来ません。

※加入の申込、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

全国町村職員生活協同組合のご案内 (http://www.zcss.jp/)

- この組合は町村等職員であればどなたでも組合員になることができます。
- 火災と自動車の共済事業を行っており、町村等職員の安定した生活に寄与してまいりました。
- 協同組合ですので、営利を目的としておりません。掛金は低く設定しており、さらに決算時に剰余金が発生した際には、割戻金としてお返しいたします。
- 組合員になるためには出資金が必要です。組合員は退職後も共済事業を終身利用できます。



面積330haの柑橘園地が完成した。

造成が始まった当時の御浜みかんは、早生温州みかんの「青切りみかん」が主流で、中京市場を中心に、他産地の温州みかんの出荷の最盛期までに売り抜ける販売戦略をとっていたが、温州みかんが生産過剰となっていたため、造成した園地には温州みかんの植栽が認められず、すべての団地で中晩柑類を植栽した。

その中の神木団地他2団地の一部で、5〜6月が収穫期のサマーフレッシュという御浜町にしかない品種を選定、植栽したことで、周年収穫につながるようになったのである。

後に、御浜町のキャッチフレーズとなった「年中みかんのとれるまち」は、昭和57年9月の町創立20周年を記念して発行された御浜町誌の宇井泰彦町長の挨拶の言葉の中に記述されているのが、最初であると思われる。

その御浜町誌によると、紀南地域がみかんの産地となったのは、大正11年頃、それまで大きな面積を占めていた桑園から柑橘への転換が始まったのがきっかけとされている。

私がいまの係を担当していた当時は、各団地に植栽する品種の選考や苗木の確保をはじめ、入植農家の営農計画や資金融資申請書類の作成

支援等を行う傍ら、「みかん娘コンテスト」を開催して、初代みかん娘によるPR活動を行ったり、パーク七里御浜「モールピネ」の3階に、「100%ジュースの搾汁工場」を設置し、みかんの持ち込みによるジュースの搾汁を行ったり、「マスコットキャラクター」の商標登録を行い、資材のワンポイントマークに使用したりして、忙しくとも、充実した毎日を楽しんでいたことが懐かしく思い出される。

あれから約30年、御浜町で栽培されている主な品種を収穫月別に挙げると、7月極早生温州のハウスみかん、8月早生温州のハウスみかん、9月極早生温州味一、10月極早生温州崎久保、11月早生温州、12月晩生温州、1月ポンカン、伊予柑、2月不知火、麗紅、3月せとが、八朔、4月カラ、三宝柑、5月甘夏、セミノール、6月サマーフレッシュとつながら、周年収穫を保っている。その他にも、収穫期間の長いマイヤーレモン等が栽培されている。

そうした中、現在の御浜みかんの主流は、極早生温州みかん(紀南1号)で、御浜町にある紀南果樹研究室で開発された品種であり、通称、味一と呼ばれ、秀品は、衆議院議員鈴木英敬氏が知事時代に命名した「みえの一番星」というブランド名で、9月初旬に露地栽培のトップを切って出荷さ

れる。

また、極早生温州崎久保は、私の家の近所の農家、崎久保春男氏の園地で発見された品種で、今では味一の後に続く品種となっているが、昭和の後期に早期出荷の救世主として出現し、平成の時代の御浜の産地を支えてくれた品種である。

これからの御浜の産地は、早期出荷と同時に、「つまいみかんを高く売る」ための高品質果実の生産も重要と考え、数年前から補助制度を創設し、マルチ栽培を強く奨励している、すでに100haを超える園地で取り組んでいる。

一方で、近年、近畿自動車道紀勢線の整備が進み、熊野市まで延伸されたことから、トラック運送においては、時間短縮やドライバーの負担軽減、積み荷の傷みの解消等、運送環境が大幅に改善され、有利販売につながっている、感謝に堪えない。

御浜みかんは、三重南紀みかんの商品名で販売していて、極早生温州の販売単価は日本一を維持しているが、産地を維持していくためには、生産量の回復が急務で、次世代を担う若者の存在が不可欠である。

そして、これからも、「年中みかんのとれるまち」であり続けることが、御浜町のまちづくりの原点であると思っている。

私が、御浜町役場に奉職した翌年の昭和50年に、御浜地区国営農地開発事業による造成工事が始まった。

最初に完成した中立団地、約60haの広大で緩やかな傾斜地に植栽された甘夏の苗木の整然とした景観は、我が町の誇りと思えるほど素晴らしいと観て、大いに感動したことを記憶している。

以降、約17年の歳月をかけて、紀宝町の1団地を含む13団地、総植栽